# 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称:中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令 規制の名称:地方公共団体に対する員外貸付制限の見直し

※ 規制の名称(規制の単位)については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価 書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分:新設,改正(拡充,(緩和)),廃止 ※いずれかに〇印を付す。

案の区分 : (改正案,代替案1,代替案2…の別を記載)

担当部局 : 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期:令和2年6月30日

# (1) 事業者の数の制限

問1:規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

## いいえ

本件改正案は、地方公共団体について、信用協同組合が定款で定める地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする地方公共団体と地方活性化に資するために連携協定の締結を行っている場合に限り、信用協同組合における員外貸付の量的制限の枠外とするものであり、新たに事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問2:規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

## <u>いいえ</u>

本件改正案は、(1)問1に記載のとおり、新たに、活動する地理的範囲の制限を設けるものではない。

問3:規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、 又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させる か。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

#### いいえ

本件改正案は、既存・新規参入の区別なく、信用協同組合の免許を受けた者に一律に 適用される。また新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生 させるものではない。

#### (2) 事業者の競争手段の制限

問1:規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本件改正案は、(1)問1に記載のとおり、新たに商品・役務の価格、数量を制限する ものではない。

問2:規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本件改正案は、(1)問1に記載のとおり、商品・役務の種類、品質、性能、規格等を 制限するものではない。

問3:規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の 方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本件改正案は、(1)問1に記載のとおり、事業者が供給する商品・役務の広告又は 宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。

## (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問:規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

<u>いいえ</u>

本件改正案は、(1)問1に記載のとおり、事業者が供給する商品・役務の広告又は 宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問:規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本件改正案は、(1)問1に記載のとおり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限しない。

#### 結論

上記(1)~(4)を踏まえると、本件改正案は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)~(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争

に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する (本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。